

## 六郷あらしな公園周辺の道路の清掃活動を行いました 第2回道路清掃ボランティア

町の道路清掃ボランティアが8月5日、80人の町民の皆さんが参加して六郷地区で行われました。この活動は6月に千畑地区で行われた活動に続いて、ことし2回目となるものです。

この日の清掃場所は「六郷温泉あったか山」と「あらしな公園」を結ぶ道路で、朝からの異常な暑さと湿気で、ただでさえ汗ばむ中、高低差のある約2.5キロメートルの距離の道路を、小学生を含む参加者全員が協力して清掃しました。この場所は比較的に不法投棄が少ない場所とわれていましたが、側溝の奥や目立たない木の陰などに空き缶や鉄くず等が巧みに隠されているなど、改めて不法投棄という違法行為の重大性が認識されました。

この清掃活動の輪をさらに広げ、町民全員が不法投棄の監視人となり「美郷町から不法投棄を撲滅」しましょう。参加していただいた一般ボランティアの皆さん、全面的に協力いただいた美郷町奉友会の皆さん、ご協力いただき大変ありがとうございました。



### 第3回道路清掃ボランティア活動にご協力ください

- 日時 ● 10月14日(土) 午前8時～(2時間程度)
- 集合場所 ● 仙南カントリーパーク駐車場
- 清掃コース ● 仙南カントリーパーク周辺
- 服装 ● 活動しやすい服装
- その他 ● 軍手とごみ袋は事務局で用意します。  
雨天決行ですので雨具・長靴は各自でご準備ください。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

## 「墓地をお探しの方へ」お知らせ

町営墓地の区画の空き状況は次のとおりです。  
「美郷町内に墓地を」とお考えの方は、ぜひお問い合わせください。

| 地区   | 名称   | 空区画の有無 | 永代使用料等                                  |
|------|--|--------|---|
| 千畑地区 | 美郷町上野乙墓地<br>美郷町元本堂道南墓地                           | 有り     | 無料                                      |
| 仙南地区 | 美郷町墓地公園<br>(糠ノ淵)                                 | 有り     | ①21万円および22万円の2種類の区画<br>②管理手数料(年間)2,000円 |
| 六郷地区 | 美郷町隠居塚墓地<br>美郷町押切共同墓地<br>美郷町明田地共同墓地<br>美郷町鐘田共同墓地 | 無し     |   |

ご利用できる方は

- ①現在墓地を所有していない方
- ②美郷町に本籍または住所を有する方
- ③美郷町に本籍または住所を有しないが本町出身者であり、町内に縁故者が居住している方

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903

## 保険料の納め忘れをなくしましょう！

～国民年金の保険料は、全国の金融機関、郵便局のほか、ほとんどのコンビニエンスストアで納付することができます～

### ●保険料の納付は「前納」がお得です。6カ月分で「680円」が割引き(※)

※平成18年10月～平成19年3月の後期前納分

前もって一定期間の保険料をまとめて納付する「前納」をご利用ください。

納め忘れがないうえ、毎月納付した場合に比べ「保険料が割引き」されますので、大変お得です。

10月は、平成18年10月分から平成19年3月分までの「後期前納」の時期です。納付案内書(納付書)により毎月納付されている方は、お手元の「後期前納納付書」によりまとめて納付することができます。なお、「後期前納」の納付期限は10月31日(火)までとなっていますので、ご注意ください。

また、「後期前納」の納付期限までにまとめて納付できなかった場合でも、「平成19年3月分まで」の保険料をいつでも前納することができます。

ご希望の方は、前納用の納付書を送付しますので、お近くの社会保険事務所へご連絡ください。前納額および割引率は次のとおりです。

| 前納する月 | 10月     | 11月     | 12月     | 1月      | 2月      | 3月      |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 前納額   | 82,480円 | 68,850円 | 55,170円 | 41,440円 | 27,670円 | 13,860円 |
| 割引率   | 680円    | 450円    | 270円    | 140円    | 50円     | 0円      |

### ●収入が少なく保険料の納付が困難な場合は・・・

国民年金の保険料は月々13,860円ですが、失業などで収入が少なく、納付が困難なときは、「保険料の免除制度」をご利用ください。

申請して認められると、保険料の全額または一部が免除されます。また、20歳台の方で納付が困難な場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もありますので、こちらもご利用ください。

### ●免除等の申請期限が延長されました

平成17年4月から平成18年6月分の保険料免除・納付猶予申請と、平成17年4月から平成18年3月分の学生納付特例申請の申請期限が、**平成18年10月末まで**延長されました。

申請を希望される場合は、お早めに手続きしてください。

### ●免除等の申請は原則として被保険者ご本人が行います

免除等の申請は、被保険者ご本人から行っていただくことが原則です。そのため、代理の方に申請手続きを委任する場合は委任状が必要となりますが、次のいずれにも該当する場合に限り、委任状がなくても委任による申請が認められます。

①免除等を申請する被保険者と受任者(被保険者から委任を受けた者)の間に、免除等の申請に関する合意があること。

②受任者が次に掲げる者であること

I)被保険者の配偶者または被保険者の属する世帯の世帯主

II)被保険者と同居している親族

なお、申請手続きの際は被保険者ご本人の印かんを押印するとともに、受任者について運転免許証・健康保険被保険者証等による本人確認を行っています。

問い合わせ 大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2294、2295、2299(年金相談コーナー)  
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903(内線2146)